

令和6年度「岐阜市産業・農業祭～ぎふ信長まつり～」協賛品募集要項

岐阜の秋の風物詩「岐阜市産業・農業祭～ぎふ信長まつり～」は、来る令和6年11月2日（土）、3日（日）の2日間にわたり、岐阜市中心市街地一帯で開催いたします。

今年のぎふ信長まつりは、金公園にて子ども・親子をターゲットに据えたキッズイベントを予定しております。

例年、このぎふ信長まつりには、多くの方々の来場があり、賑わいを見せていることから、今年はキッズイベントを通じて、子ども・親子世代に、岐阜市の産業をPRしたいと考えております。

つきましては、下記のとおり、団体・企業の皆様へ協賛品を募集しますので、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

1 募集期間について

令和6年8月1日（木）～9月20日（金）（予定）

（予定個数を超えた場合、9月20日（金）よりも早く終了する場合がございます）

2 募集対象者（協賛事業者）について

岐阜市に事業所を設置する法人（団体・企業） ※個人のご協賛はお受けできません

3 募集個数について

全体で500個程度を予定しています（先着）

4 提供いただきたい物品（協賛品）について

- ① 金公園にて実施するキッズイベント（射的など）の景品として配布予定のため、子ども・親子が喜ぶものとしてください。
- ② 協賛品は、金公園にて実施する無料のキッズイベントにて、無償で配布します。
- ③ 協賛品はそのまま景品として使用しますので、企業の情報がわかるようにしてください（例：ラッピング、シール添付など）。
- ④ 協賛品については、50個を1口（最小単位）とし、一法人あたり100個（2口）までとします。
- ⑤ 保存が必要なもの（食物・生物・植物など）、刃物などの危険なものは受け付けられません。
- ⑥ まつりに来た子ども・親子が持ち帰ることができる大きさまでとしてください。
- ⑦ 協賛品の提供は無償とし、協賛事業者から当実行委員会へ協賛品を提供する際に必要な費用は、協賛事業者の負担としてください。

※参考：過去のまつりでは、様々な形の消しゴムを景品としたところ好評でした。

5 協賛特典

まつり開催期間は、金公園内看板にて、社名または商標を掲載予定です。

また、岐阜のまつりホームページにて社名または商標（ロゴマーク）を掲載する予定です。

※社名・商標の広告の掲載につき、協賛企業が複数の場合は、ぎふ信長まつり実行委員会の判断により表示の位置、順序及び大きさを調整させていただきます。

6 申込み方法（協賛方法）

岐阜のまつりホームページ内 logo フォームより申請してください。

または、別紙1「協賛品申請書」に必要事項をご記入のうえ、FAX・Eメール・窓口持参による申請も可能です。その場合は、ぎふ信長まつり実行委員会事務局（岐阜市経済部経済政策課内）までご提出ください。

申請いただいた後、事務局より、以降の手続きについてご案内いたします。



岐阜のまつり HP

7 協賛品の納品方法・納品期限

岐阜市役所経済部経済政策課に、納品いただきます。

納品期限：10月4日（金）（予定）

領収書は発行いたしません（受領書のみ）。予めご了承ください。

※詳細については、申請いただいた後、ご案内いたします。

8 協賛品をお断りする場合について

予定数に到達した場合は協賛品をお断りする場合があります。

なお、以下に該当する場合のご協賛はお断りする場合があります。

- ① 政治活動や宗教活動を目的とする場合
- ② 公序良俗に反する場合
- ③ 「岐阜市産業・農業祭～ぎふ信長まつり～」の品位を損なう場合
- ④ 虚偽の内容によって申込みを行った場合
- ⑤ ぎふ信長まつり実行委員会が適当ではないと認める場合

9 協賛品の取り扱いについて

原則として、本年度のぎふ信長まつりにて配布します。本年度のぎふ信長まつりにて残った協賛品は、来年度以降のぎふ信長まつりにて活用させていただく予定をしております。予めご了承ください。

また、予めぎふ信長まつりの開催中止を決定した場合は、受領済みの協賛品をお返す予定です。

10 お問い合わせ先

ぎふ信長まつり実行委員会事務局（岐阜市経済部経済政策課内）

〒500-8701 岐阜市司町40番地1

T E L : 058-265-3896 F A X : 058-265-2218

E-mail : keizai-sei@city.gifu.gifu.jp